

京都府子ども・子育て支援事業支援計画 (最終案)

令和7年 月
京 都 府

目 次

I 計画の改定にあたって

1	計画改定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の位置付け	2
4	京都府子育て関係諸計画と子育て戦略、都道府県こども計画との関係	2
5	計画の基本理念と基本的視点	3

II 子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項

1	区域の設定	5
2	各年度の教育・保育等の量の見込み及びその確保方策	5
3	教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	8
4	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	9
5	教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上	9

III IIと併せて推進する事項

1	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	10
2	「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた政策群	11

I 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

京都府では、これまでから、国の「子ども・子育て支援新制度」や「新子育て安心プラン」の施行に合わせ、実施主体である市町村と連携し、地域の実情に応じた乳幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

令和元年9月には、社会全体で子育てを見守り支え、あたたかい子育て社会を目指すための指針として「京都府子育て環境日本一推進戦略」（以下「子育て戦略」という。）を策定し、これの方向性を踏まえ、子ども・子育て支援法等に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」として、令和2年3月に「京都府子ども・子育て応援プラン」を改定しました。

現行の計画期間が令和6年度末をもって終期を迎えることから、「子育て環境日本一・京都」の実現に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正や、令和5年12月に改定した子育て戦略との整合性も図りつつ、乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制等を盛り込んだ「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

今後とも、国の保育政策の方向性や施策も踏まえ、全ての子どもの育ちが保障されるとともに、安心して子育てできる環境を確保するよう、市町村や関係団体等と緊密に連携し、本計画に基づく取組を推進していきます。

また、本計画の推進にあたっては、住民に身近な子育て支援・母子保健・児童福祉サービスを提供する市町村をはじめ地域や企業、府民など社会全体が一体となり、より多様なサービスを提供できる環境づくりに努めます。

さらに、京都府は、**本**計画の達成状況の評価等を行うとともに、国の制度や施策と関連性が高い事業について、制度の改善や施策の充実を提案し、取組を推進していきます。

2 計画の期間

本計画は、令和7年4月から令和12年3月までの5年間とします。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき策定する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」として、府内市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村計画」という。）を踏まえて策定するものです。

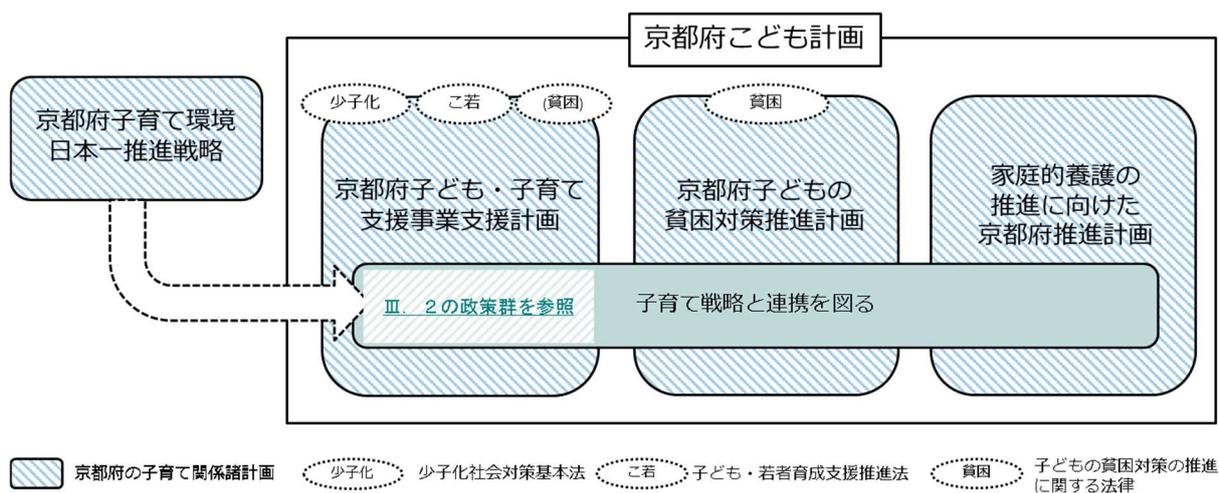
また、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく「都道府県行動計画」及び放課後児童対策に関する事項のみの計画として位置付けるものです。

なお、少子化対策や子ども・若者の育成等に関することは、子育て戦略やその他関連計画と連携を図ります。

4 京都府子育て関係諸計画と子育て戦略、都道府県こども計画との関係

子育て戦略は、京都府における子育て関係の諸計画の指針となるものであり、子育て関係の諸計画は、全て子育て戦略を基本とした上で、個別に策定等を行うこととしております。

京都府の子育て関係諸計画の指針となる子育て戦略の内容との整合性も図りつつ、今年度に改定する本計画、「京都府子どもの貧困対策推進計画」及び「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」の3つの子育て関係諸計画を、こども基本法第10条第1項に基づく「都道府県こども計画」として位置付けるとともに、相互に子育て関連計画としても位置付け整合を図ります。



5 計画の基本理念と基本的視点

- ・ 本計画の推進に当たっては、こども基本法第3条に定める基本理念を踏まえつつ、次に掲げる事項を基本として推進します。

(参考：こども基本法第3条に定める基本理念)

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

(1) 計画の基本理念

- ・ 心身の状況や置かれている環境にかかわらず、全ての子どもがひとしく健やかに成長することができ、未来に希望を持ち、豊かで幸せな人生を送ることができる社会を実現します。
- ・ 京都の未来を創る宝である子どもの生き活きとした姿と明るい声が、地域の中で響きわたり、にぎわいが生まれている社会を実現します。
- ・ 京都には、長い歴史の中で紡ぎ、受け継がれてきた地域や人と人との絆があり、地蔵盆のように子どもや子育て世代を大切にす文化も根付いております。こうした京都の強みを生かし、子育て世代が孤立せず、社会からあたたかく見守り支えられていると感じることができ、「この地域で子どもを育てたい」、「この地域に住み続けたい」と思える「社会で子どもを育てる京都」を実現します。

(2) 計画の基本的視点

- ・ 次代を支える子どもの育成と、子育ての基本となる全ての家庭への支援を進めます。
- ・ 家族や地域の人との絆の中で子どもが大切にされ、地域コミュニティの中で、心身ともに健やかに成長できるよう、地域全体で見守り、支え合う取組を進めます。
- ・ 子どもの権利が尊重されるとともに、その最善の利益が考慮され、次代の担い手として育つことができるよう、長期的視野に立った健全育成施策を総合的に推進します。

Ⅱ 子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項

1 区域の設定

本計画に基づく区域設定については、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、従来と同様に6つの保健福祉圏域を設定し、以下のとおりとします。

1号認定（満3歳以上の子どもで、教育標準時間認定を受けた子ども）	府全域
2号認定（満3歳以上の子どもで、保育認定を受けた子ども）	保健福祉圏域
3号認定（満3歳未満の子どもで、保育認定を受けた子ども）	

圏域名	市町村名
丹後	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
中丹	福知山市、舞鶴市、綾部市
南丹	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都・乙訓	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
山城北	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

2 各年度の教育・保育等の量の見込み及びその確保方策

本計画の各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその確保方策の設定に当たっては、市町村計画における数値を京都府が設定した区域ごとに集計し、認定区分ごとに定めています。

京都府としては、市町村計画に基づき、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業や子育て世帯訪問支援事業などの実施に当たっては、地域の実情に応じて円滑に事業が実施できるよう、市町村への支援を行います。

(1) 教育・保育の量の見込み及びその確保方策

(単位:人)

圏域	年度	満3歳以上			保育が必要と認定された満3歳未満(3号認定)				
		量の見込み			確保方策	0歳		1・2歳	
		1号認定	2号認定	計		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
丹後	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								
中丹	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								
南丹	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								
京都・乙訓	京都市	7年度	市町村計画を集計し記載						
		8年度							
		9年度							
		10年度							
		11年度							
	乙訓	7年度							
		8年度							
		9年度							
		10年度							
		11年度							
	小計	7年度							
		8年度							
		9年度							
		10年度							
		11年度							
山城北	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								
山城南	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								
府内全域	7年度								
	8年度								
	9年度								
	10年度								
	11年度								

※ 1号認定：満3歳以上の子どもで、教育標準時間(4時間/日)の認定を受けた子ども
2号認定：満3歳以上の子どもで、保育が必要と認定された子ども

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその確保方策

事業名		指標	(参考)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
		(単位)	6年度					
延長保育	量の見込み	(人)						
	確保方策	実人数 (人)						
幼稚園の預かり保育	量の見込み	(人)						
	確保方策	延べ人数 (人)						
保育所等での 一時預かり	量の見込み	(人)						
	保育所・子育てひろば	確保方策	延べ人数 (人)					
	ファミリーサポート事業		(人)					
	児童養護施設等での 夜間預かり (トワイライトステイ)		延べ人数 (人)					
病児保育事業		市町村計画を集計し記載						
	医療機関実施							
	ファミリーサポート事業							
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児童対象)	量の見込み	(人)						
	確保方策	(人)						
児童養護施設等での短期入所による 生活援助事業	量の見込み	(人)						
	確保方策	延べ人数 (人)						
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば等の親子の交流事業)	量の見込み	(人回/月)						
	確保方策	(ヵ所)						
利用者支援事業 (子育て支援事業等の情報提供・相談)	量の見込み	(ヵ所)						
	確保方策	(ヵ所)						
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	(人)						
養育支援訪問事業	量の見込み	(人)						
妊産婦健診	量の見込み	(人回)						
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	量の見込み	(人)						
	確保方策	登録児童数 (人)						
		施設数(※) (ヵ所)						

3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に受け入れられる施設であるとともに、地域における子育て支援の提供施設としての役割を担うことから、地域の実情を踏まえながら、認定こども園の普及を推進します。

(2) 認定こども園の移行に必要な支援

幼稚園や保育所から認定こども園への移行を目指す施設に対しては、市町村と連携し、施設整備や認可・認定に係る基準や手続きに関する情報提供、相談支援を行うとともに、職員向けの研修の充実に努め、職員の質の向上を図ります。

(3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要となります。特に、教育・保育施設である保育所・認定こども園・幼稚園は、地域の中核的な役割を担うことが求められます。

また、小規模保育事業などの地域型保育事業は、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する施設であります。満3歳以降も適切に教育・保育を受けることができるよう乳幼児期の発達の連続性を踏まえた緊密な連携が不可欠なことから、市町村の積極的な関与を促進し、事業者同士の緊密かつ円滑な連携が図られるよう取り組みます。

(4) 在宅育児家庭への支援

子育ての知識や経験が少なく、不安や孤立感を抱えたまま在宅で育児をされている子育て家庭の割合が多い状況を踏まえ、今後は、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、「全ての子育て家庭」の「子育て」と「親育ち」を支援することが求められます。

このため、京都府としては、国制度である乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の子育ち支援に加え、親子通園などを通じた育児の悩み相談や親同士の仲間づくりなどの親育ち支援についても、市町村や関係団体等と連携し取り組みます。

また、こうした取組を進めるに当たっては、各施設の理念・特色を活かした、多様で質の高い教育・保育の充実が図られるよう支援します。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

市町村による子育てのための施設等利用給付が円滑に行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査へ同行等を通じて、市町村と連携しながら、その取組を支援します。

5 教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上

(1) 教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

子育て世代の方が安心して子どもを保育所や認定こども園等に預けられるようにするためには、保育の担い手である保育士、幼稚園教諭、保育教諭を安定的に確保・定着・育成することが重要となります。しかしながら、保育士等は子どもの命を預かる大切な仕事でありながら、給与水準が全職種平均と比較して低い、休暇の取得が難しい、保護者対応や登園チェックなどの事務負担が重いなど、業界全体として大きな課題を抱えています。

こうした保育士等の給与水準や労働環境等の改善を図るため、市町村や関係団体等と連携し、職員配置の改善や保育の質の向上に資する園庭・遊具等の施設整備及び保育士等の研修環境の整備等の多機能化の取組を支援するとともに、処遇改善に必要な予算の確保等を国へ要望するなど引き続き取り組みます。

さらに、生産性向上を図ることでより質の高い教育・保育サービスを提供するために、子どもの安心・安全の確保にもつながる見守り機能カメラの導入や、私立幼稚園においては、教員の業務負担軽減に資する情報システムの導入経費、パソコン・タブレット等の備品購入費などの支援にも取り組みます。

また、府内で必要な保育人材の確保・定着を図るため、市町村や関係団体、養成校等とも連携し、学生等に保育士、幼稚園教諭、保育教諭、保育所、幼稚園、認定こども園等の魅力を発信する取組の強化や府域でのマッチングを推進します。

(2) 教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の質の向上

保育所・認定こども園・幼稚園は、各施設の設置理念や方針を持ち、各施設の特色を活かした質の高い教育・保育の提供に創意工夫をされている教育・保育施設です。また、各施設の目的や機能、役割等も異なりますが、少子化や社会情勢の変化等により、その役割も変化してきています。

従来の子どもの教育・保育の機能・役割だけでなく、地域における子育て支援の提供施設としての役割も担うことから、各施設や市町村、関係団体等との連携を図りながら、各施設において、子育て家庭のニーズも踏まえた、多様な教育・保育や子育て支援サービスの充実が図られるよう支援します。

また、幼児期の教育・保育の質を向上するために、市町村や関係団体等とも連携し、子どもの安心・安全の確保はもとより、各施設の魅力向上及び親や保護者への支援の視点も含めた情報交換や情報共有、様々な研修機会の充実を図ります。

全国に先駆けて策定した、保育士や保育教諭の職階に応じて求められる業務や能力等と処遇を連動させた保育人材キャリアパス制度を活用し、キャリアアップを通じた処遇改善を支援するとともに、キャリアに応じた保育士等の人材育成や職場定着を図ることにより、保育士等の質の向上にもつなげていきます。

また、幼児教育アドバイザー派遣等の幼児教育センター機能を一層充実させ、幼児教育の質の向上を図るとともに、幼児教育施設から小学校への円滑な接続を進め、私立幼稚園においては、関係団体による新規採用職員研修会やキンダーカウンセラー派遣事業等への補助を通じて、教員の質の向上を支援します。

Ⅲ Ⅱと併せて推進する事項

1 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

人と人とのつながりの希薄化等をはじめとする社会情勢の変化を背景に、子どもに対する虐待が後を絶たない中、社会全体で全ての子どもを虐待から守ることを改めて決意し、子育て戦略及び令和4年3月に制定した「京都府子どもを虐待から守る条例」に基づき、児童虐待から次代の社会を担う子どもを守るため、市町村が行う妊婦等包括相談支援事業や産後ケア事業等の実施状況等を踏まえるとともに、未然防止から早期発見、早期対応、子どもに対する支援、再発防止、社会的養護による子どもの自立支援まで切れ目のない施策及び取組並びにその支援体制を一層強化し、子どもの権利と利益の擁護を図ることとします。

(2) 社会的養護体制の充実

少子化の進行に伴い、引き続き児童人口は減少していくと見込まれる一方、児童相談所の児童虐待相談受理件数及び入所対応件数は減っていないことから、何らかの事情により家庭で暮らすことのできない子どもが、将来、社会的に自立した生活ができるよう、子どもの最善の利益を原則とし、社会全体で子どもを育むため、子育て戦略及び令和7年3月に改定した「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」に基づき、里親制度の推進、児童養護施設等における家庭的養育の推進、子どもの権利擁護の推進、児童相談所及び一時保護所の体制強化等の取組を推進します。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

近年、ひとり親家庭は減少に転じているものの、親の所得等において依然として厳しい状況が見られることから、ひとり親家庭の親が仕事と子育てを両立しながら自立し、子どもが心身ともに健やかに成長できる社会の実現を目指し、子育て戦略及び令和7年3月に改定した「京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき、ひとり親家庭自立支援センターを中心とした就労支援や、生活基盤安定のための経済的支援、社会的孤立を防ぐ取組などを推進します。

(4) 子どもの貧困対策の推進

子どもの9人に1人は平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らし、生活保護世帯の子どもの高校・大学の進学状況等において依然として厳しい状況が見られることから、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子育て戦略及び「京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育・福祉・労働等の機関と協働した連携推進体制の構築、ライフステージを通じた子どもへの支援、ライフステージ別の子どもへの支援、子育て当事者への支援等の取組を推進します。

(5) 障害児施策の充実

子育て戦略及び令和6年3月に策定した「京都府障害者・障害児総合計画」に基づき、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、障害のある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な地域で提供できる体制の構築を図ります。

2 「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた政策群

「京都府こども計画」に盛り込むことが求められている少子化に対処するための施策及び子ども・若者の育成支援のための施策については、子育て戦略の「4つの重点戦略」のほかに、「重点戦略と併せて着実に推進する政策群」において、次のとおり記載済みであり、本計画の推進に当たっては、これらの政策群と整合を図ることとします。

(1) 出会い・結婚

- 「きょうと婚活応援センター」へのAIマッチングシステムの導入により精度の高いマッチングを実現するとともに、オンライン婚活システムを導入し出会いの機会を拡充するなど、ICTを活用した婚活サービスを展開します。

- ・ DMO等と連携し京都の魅力を発見してもらい、京都府外の方と府内の方との結婚を、観光や移住・就労と一体的に支援し府内への定着を図る「移住婚」の取組を展開します。
- ・ 身近な地域のお世話焼きさんである婚活マスターの登録を促進するとともに、府内各地での様々な主体による結婚支援の拡充を目指し、府内の結婚支援団体等に対し、地域の魅力を生かした結婚支援ができるよう支援します。
- ・ 金融機関と協働し、結婚から子育てまで必要となる経費を対象とした低利な融資制度を実施し、経済的に支援します。

(2) 妊娠・出産

① 妊娠から子育てまでの包括的な支援

- ・ 市町村の「こども家庭センター」における全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的なサポート体制の充実を支援します。
- ・ 妊娠・出産・不妊に対する 24 時間の相談窓口や妊娠に関する医学的情報の発信などを行う窓口を創設し、妊娠を望む人の希望を実現するためのきめ細かな支援を実施します。
- ・ 妊産婦が抱える妊娠・出産・子育ての悩み等の軽減や、産後うつ予防・早期発見等の観点から、産後ケア事業をはじめ、伴走型相談支援や妊娠・出産時の経済的支援、子育てピアサポーターによるサポートなど、トータルで切れ目のない支援を行うことにより、安心して妊娠・出産でき、孤立化を防ぐ支援体制を確立します。
- ・ 子育ての相談に対し、地域子育て支援拠点や、妊娠時から子育て期まで伴走型支援を行う妊婦等包括相談支援事業など、市町村、民生・児童委員との連携を強化し、地域ぐるみでの相談・支援体制の充実を図ります。
- ・ 低出生体重児等のご家族に対し、母乳の悩みや赤ちゃんの健康の悩みなどへの支援について適切に情報提供を行い、低出生体重児等が健やかに成長するよう努めます。

② 不妊及び不育症治療に対する支援

- ・ 不妊治療や不育症治療に係る経済的な負担を軽減するため、全国トップクラスの治療費助成及び特定不妊治療に係る通院交通費助成を実施するとともに、企業等における不妊治療休暇制度の導入を支援します。

③ 母子保健医療提供体制の充実

- ・ 「総合周産期母子医療センター（府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院、京都第一赤十字病院）」を中心に、医療機関の役割分担やICT等による連携を強化するなど、周産期医療ネットワークを拡充します。

(3) 保育・教育

① 保育・教育の経済定期負担の軽減

- ・ 保育所・認定こども園・幼稚園等に係る幼児教育・保育料の無償化を推進することにより、子育て世代の経済的な負担感を軽減します。
- ・ 私立高等学校等の授業料の負担軽減等を実施するとともに、高校生の通学費の補助や大学生等を対象とした給付型の奨学金制度等の充実を図り、子育て世帯の教育費の負担を軽減します。

② 保育・教育の一体的提供と子育て環境の充実

- ・ 待機児童の解消や地域ニーズに基づき市町村が進める保育所・認定こども園・幼稚園等の整備を一層促進します。
- ・ 市町村のニーズ調査を踏まえ、市町村と連携して、休日・夜間保育、一時預かり、病児保育などの多様な保育や子育て支援サービスの充実を図るとともに、ファミリーサポートセンターなど、地域における活動の充実を図ります。
- ・ 預かり保育を実施する私立幼稚園に対して補助します。
- ・ 就学児家庭、未就学児家庭を含め、全ての子育て世帯が安心して子育てができる環境整備のため、市町村と連携した多様な保育サービスの提供や地域子育て支援拠点や保育所・認定こども園・幼稚園等を拠点とした相談・一時預かり等の体制強化を促進します。
- ・ 子育てと介護のダブルケアを行う方を家族トータルで支援するため、介護支援専門員に対して、子育て負担に配慮したケアプランの作成研修など、子育てと介護の両面から適切な支援が受けられるような環境を整備します。

③ 保育人材等の確保・質の向上

- ・ 府内で必要な保育人材の確保を図るため、市町村や関係団体等とも連携し、保育・教育経験者の再就業や定着のための支援を行います。
- ・ 保育人材の確保や定着支援を一層促進するため、労務等のアドバイザーの巡回支援等、保育所・認定こども園等での就業環境の整備を促進します。
- ・ 幼児期の保育・教育の質を向上するために、保育士・幼稚園教諭が相互の知識等を身につけられるような取組を推進します。
- ・ 保育の質を確保するため、認可外保育施設の保育士等に対する研修の充実等により資質向上を図ります。

④ 総合的な放課後児童対策の充実

- ・ 放課後対策の実施主体である市町村が、待機児童解消のため、地域に必要な受け皿の整備が進められるよう支援するとともに、「遊びの場」、「生活の場」でもある放課後児童クラブの質の向上・機能強化を図ります。
- ・ 放課後対策の実施主体である市町村が地域の様々な資源を活用し展開できるよう、福祉部局と教育委員会との連携強化を一層図りつつ、府内における放課後対策事業の総合的な在り方等について検討を進めます。
- ・ 発達障害等配慮を要する児童が増える中、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごせるように、市町村や教育委員会とも連携し、対応策の検討を進めます。
- ・ 放課後児童クラブの整備等に伴い、市町村が必要とする人材が確保できるよう、放課後児童支援員の研修充実による人材育成や、指導員に加え、多彩な活動・運営を支える人材の育成・確保等への取組を促進します。
- ・ 放課後児童クラブの従事者・放課後子ども教室の参画者に対して、子どもはもとより、親・保護者への支援の視点も含めた更なる資質向上や情報交換・情報共有を図るため、研修会の開催等に引き続き取り組みます。

⑤ 夢を実現する教育

- ・ 理科を中心とした専任教員の配置等により、新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、教科等横断的な「STEAM教育」を進めます。
- ・ 府立青少年海洋センターなど青少年健全育成施設の自然あふれる特色を生かした野外活動や宿泊体験を通じ、子どもたちの「生きる力」を育成します。
- ・ 特別支援学校におけるICT環境を整備し、社会的自立や企業就労につながる情報活用能力を育成します。
- ・ 心のケアを行うスクールカウンセラーや福祉の専門家等である「まなび・生活アドバイザー」、法律の専門家であるスクールロイヤーなど、いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携を図ります。
- ・ 不登校児童生徒を支援するため、スクールカウンセラー等の専門家の配置、市町村の教育支援センターの機能強化、「もう1つの教室」の取組の推進など、総合的な取組を進めます。
- ・ 不登校児童生徒が増加傾向にあることを踏まえ、個々の状況に応じた支援計画の策定や、ICTを活用した個別学習や遠隔学習、きめ細かな支援を充実させます。
- ・ 地域における不登校支援の中核施設である教育支援センター（適応指導教室）、フリースクール等の民間団体などの関係機関と学校が連携し、子どもや家庭に対する適切な支援と学習機会の提供に取り組みます。
- ・ 児童養護施設及び里親等における入所前の生活の状況により学習習慣が定着していない児童に対する学習支援や、入所中からの職業体験などを通じて、大学等への進学や就職など、児童が将来に向けて夢を持ち、児童が自らの望む社会的な自立が実現できるよう支援を行います。

- ・ ボランティア活動や奉仕活動などを通じて社会に貢献する心をはぐくむとともに、社会の一員として果たすべき役割と責任を自覚し、積極的に社会参画できる資質や能力を養うなど、成年年齢の引き下げ等も踏まえながら、より良い社会の構築に向けて行動できる人材を育成する主権者教育を進めます。
- ・ 家庭教育に関する専門家を市町村に配置し、「子育て世代包括支援センター」等との連携を進め、家庭教育に悩みや不安を抱える家庭を訪問するなど、幼児期から就学後まで、地域の力を活用した切れ目ない支援を行います。

(4) 子どもが健やかに成長できる環境づくり

①障害のある子どもへの支援の充実

- ・ 発達障害診断医の養成や医師を対象とした発達障害の理解を深める機会の提供・連携体制が進む仕組みづくりを進めるとともに、市町村や教育機関と連携して、早期に支援が必要な子ども達を速やかに診療、療育へつなげる体制やペアレントトレーニングなどによる家族への支援の充実を図ります。
- ・ 京都府医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児やその家族等からの相談に応じるとともに、必要な支援につなぐことができるように、医療・保健・福祉・教育等関係分野が連携してワンストップで対応できるよう、地域の支援体制の整備を進めます。
- ・ 児童発達支援センターについては、障害保健福祉圏域又は各市町村に整備することを促進するとともに、発達障害児支援拠点とも連携し、地域の中核的な役割を果たす機関として、地域の障害児支援体制の充実や、障害児の地域社会への参画・包容を推進する体制の構築を目指します。
- ・ 重度心身障害児者について、障害保健福祉圏域又は各市町村に対応可能な通所事業所を拡大し、地域における生活が継続されるよう支援します。

②ひとり親家庭等への支援の充実

- ・ ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、子育てと仕事の両立支援や親の就労に係る相談時間の夜間延長、講習会の実施、離婚家庭の養育費確保を支援するための弁護士による無料相談や自治体の相談担当者に向けた研修の実施、親と子どもが気軽に交流できる子どもの居場所の提供など、生活や学習支援をはじめとしたサポート体制を強化し、孤独・孤立対策に取り組みます。
- ・ ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当を支給するとともに、ひとり親家庭の親の技能習得や子どもの就学などに対して資金貸付を行うなど、ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援を行います。

- ・ ひとり親家庭の子どもの養育又は教育に対し奨学金を交付するとともに、生活保護世帯や低所得世帯の高校生に対する「奨学のための給付金」の支給と併せ、学齢期の教育費等の負担軽減を図るための経済的支援を行います。

③ヤングケアラーへの支援

- ・ ヤングケアラーの認知度向上のため、当事者や社会全体への周知・広報を進めます。
- ・ ヤングケアラー総合支援センターに配置したコーディネーターを中心に、相談から適切な支援につなげるとともに、ネットワーク会議の開催等により、支援体制の整備を進めます。

④子どもの安心・安全の確保

- ・ 学校等の関係機関と連携し、「防犯教育プログラム」に基づく子どもたちの発達段階に応じた危険回避能力を高める防犯教育や教職員の危機管理能力を高める安全対策指導等を進めます。また、「こども 110 番のいえ」の整備や地域住民、事業者等の協力を得た「ながら見守り」の活動を促進するとともに、「子ども見守りシステム」の拡充に向けて市町村へ働きかけるほか、可搬式オービスを活用した交通取締りを強化するなど、通学路等における子どもの安全対策を進めます。
- ・ 団体・ボランティア等と協働して少年非行の未然防止活動を実施するためのネットワークの構築やスクールサポーターを増員し、非行の低年齢化を踏まえた非行防止教室や薬物乱用防止教室を充実させます。また、SNS 等のインターネット上における非行防止と子どもの性被害防止を目的としたサイバーパトロールや防犯機能を備えたスマートフォンアプリの開発等の広報啓発活動の強化、立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）による寄り添い型支援など、非行・再非行等を防止します。
- ・ SNSをはじめ急激に変化するインターネット環境の中であって、青少年が被害に遭うことを未然に防止するため、青少年関係団体や事業者等と連携して青少年が自らを守る意識を醸成するとともに、保護者等へ向けた啓発活動を強化します。
- ・ 若年者の消費者被害を未然に防止するため、成年年齢引下げに係る啓発活動を実施するとともに、市町村とも連携した中学校・高等学校における消費者教育への支援や、大学生・専門学校生への消費者トラブルに関する情報提供を充実します。

⑤医療提供体制、こころのケアの充実

- ・ 奨学金制度等を活用し、小児科医や産婦人科医等の地域の医療機関での従事を促進します。

- ・ 配慮や支援が必要な子どもに対して、保育所や学校等への専門家の配置や関係機関との連携など乳幼児期から学齢期までの支援を充実します。
- ・ SNSを活用した相談事業を実施するとともに、24時間対応の電話相談など、民間企業と連携したいじめ対策事業等を実施します。

⑥児童虐待の防止

- ・ 児童虐待の未然防止のため、市町村の「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」等の一体化を推進し、妊娠期から出産後まで各段階に応じた切れ目のない支援を強化するとともに、地理的条件や交通事情、人口動向等を踏まえ、一時保護を含む児童相談所の機能を適切に発揮できる相談支援体制の確保や、関係機関との更なる情報共有を進めます。
- ・ 子どもが相談しやすいようSNSの活用による相談体制の整備や、「189（イチハヤク：児童相談所虐待対応ダイヤル）」の普及啓発による児童虐待の早期発見・早期対応を進めるとともに、児童虐待とDV被害が絡み深刻化するケースに迅速に対応するため、児童虐待・DV防止連携推進員を中心に市町村及び関係機関と連携した児童虐待・DV防止対策の強化に努めます。
- ・ 心身の発達等に重大な影響を及ぼす子どもの性被害への対応や、地域での見守り活動を充実させるとともに、児童相談所における困難なケース等に対応するため、弁護士の助言・指導により法的対応力を強化します。(拡充)

⑦社会的養護を必要とする子どもに対する支援

- ・ 子どもの権利と最善の利益を守るため、一時保護を行った子どもから意見を聴く機会を確保するとともに、児童養護施設の専門機能を充実する取組を支援するなど、児童養護施設等と連携して入所から退所後までの切れ目のない自立支援を強化します。(拡充)
- ・ 里親の新規開拓から子どもとのマッチング、里親のスキルアップ研修や心理的なケアなど委託後の支援に至るまで一体的、継続的に進めるため、京都府における包括的な里親支援体制（フォスタリング体制）の構築を進めます。(拡充)

(5) 子育て環境の充実に向けた基盤づくり

①地域コミュニティの維持・担い手の確保

- ・ 学校の運営に地域住民の意見を反映させる「コミュニティ・スクール」の導入を全ての校種で促進するなど、「地域とともにある学校づくり」を進めます。
- ・ 地域における子育て支援の仕組みの整備を推進するため、広域的な見地から子育て支援に積極的に取り組む子育て支援団体の認証制度の実施その他必要な施策を実施します。

- ・ 学校、家庭、自治会、NPO、関係団体等地域の幅広い団体・府民が連携・協力し、青少年の健全育成に取り組み、社会全体で支えるネットワークを充実するとともに、活動の中心となる人材育成を支援します。
- ・ 農山漁村地域など、自然に恵まれ子育て環境の良い地域への移住を促進するため、移住希望者へのHPでの情報発信や相談窓口の設置、移住者受け入れのための地域体制づくりなどに加え、移住者の就農支援を実施します。

②子ども・子育て世代の居場所・交流の場づくり

- ・ 子どもからの提案に基づき、子どもの居場所づくりに取り組む人や団体を含め、青少年の健全な育成に貢献された人や団体を「青空賞」として表彰します。(新規)
- ・ 市町村と連携し、地域子育て支援拠点において、地域支援の取組など多機能化を促進し、親子が気軽に集える場を確保するとともに、育児負担の軽減、リフレッシュが図れるよう、身近なところで安心して乳幼児を一時的に預けられる場を拡充します。(拡充)

③安定した雇用環境の創出

- ・ 「京都企業人材確保・テレワーク推進センター（仮称）」を設立し、企業の正社員登用を促進するとともに、「京都ジョブパーク正規雇用促進事業」を充実・強化し、就職氷河期世代や女性等の不本意非正規雇用から正規雇用への転換を促進します。
- ・ 若者の企業観の醸成・気づきの場を充実させるための就職トライアル事業（中長期・有償インターンシップ）や理系プロジェクト事業を実施するとともに、府外学生の地域と仕事を同時に学べる機会を提供します。
- ・ 中小企業の人材確保と従業員の定着及び奨学金を返済する働く若者の負担軽減を図るため、中小企業応援隊や経済団体をはじめとした関係機関と連携し、就労・奨学金返済一体型支援制度の普及を促進します。また、制度導入企業を「京都ジョブナビ」に掲載するなど、企業の魅力発信を支援します。